平成３０年（フ）第４７号
神奈川県平塚市片岡814番地の２　サンガーデン片岡105号、前住所神奈川県平塚市片岡919番地の７
債務者　赤池　恵美
１　決定年月日時　平成30年２月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１４２号
山口市小郡上郷1681番地30
債務者　木華こと　中田　和美（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６６号
札幌市中央区宮ケ丘３丁目３番８号　神宮ハイツ301号
債務者　熊澤　仁美
１　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１１９号
札幌市豊平区月寒東１条２丁目５番５号　ハイデンス末広202号
債務者　大崎美由紀
１　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１３８号
札幌市白石区菊水１条２丁目10番20号　１階
債務者　西沢　峰也
１　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１５３号
北海道江別市上江別南町21番地の10
債務者　山崎　松雄
１　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１５８号
札幌市東区北25条東18丁目４番16―405号
債務者　平子志保美
１　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１６９号
北海道恵庭市桜町２丁目３番10―402号
債務者　敦賀　邦行
１　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１７０号
北海道恵庭市桜町２丁目３番10―402号
債務者　敦賀真由美
１　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１８６号
札幌市北区新琴似８条12丁目３番３号　コーポ亜美202号
債務者　坂口加奈子
１　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６７号
山形県酒田市大宮町３丁目２番４号
債務者　南間　藤人
１　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成３０年（フ）第７号
福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原57番地の５　東邦マンション301号、前住所福島県会津若松市宝町３番17号　サクラビル206号
債務者　大関　節子（旧姓小倉）
１　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第４号
栃木県那須塩原市三区町538番地93
債務者　前澤　雅史
１　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成３０年（フ）第８号
千葉県銚子市春日町1076番地の３　市営住宅Ａ－６号
債務者　多田喜美江
１　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第９号
千葉県銚子市春日町1076番地の３　市営住宅Ａ－６号
債務者　多田　健人
１　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第１２号
千葉県東金市東金750番地６　東金ハイツ102
債務者　三浦　美和
１　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係